平成２７年（フ）第３９０号
大阪市住吉区苅田７丁目11番10―901号、前住所大阪府寝屋川市成田南町15番27号
債務者　内海　力也
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９５号
大阪市此花区梅香２丁目16番６号　田村ハイツ202、前住所大阪市此花区梅香２丁目11番12号　ニュー茜マンション31
債務者　岡村　和男
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９１号
大阪市平野区平野東１丁目７番25―1008号
債務者　**廣**橋　昌史
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４０号
大阪市西淀川区大和田５丁目３番10―112号
債務者　寺澤　弘美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１６号
大阪市東住吉区中野３丁目１番11―301号
債務者　畑野　一雄
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２３号
大阪市生野区巽西４丁目５番62号　こうぜんかいはうす生野
債務者　藤田　重藏
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１３２９号
福岡県糟屋郡宇美町原田１丁目15番10号
破産者　藤崎電設こと　藤崎　重和
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３２号
福岡市早良区室住団地19番510号
破産者　内野　洋治
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５８６号
福岡市東区香住ヶ丘１丁目27番45―108号
破産者　豊田　麻子（旧姓玉木）
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０４号
福岡県糸島市二丈深江1702番地21
破産者　松下　光代（旧姓内平）
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１０号
福岡市城南区茶山６丁目14番11号
破産者　山下真寿美
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７４９号
福岡市城南区長尾５丁目27番８―102号
破産者　山戸　幸治
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１７号
福岡県春日市若葉台西３丁目98番地　コーポ若葉102号
破産者　栗山由美子
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４１号
福岡県古賀市今の庄２丁目14番３―202号
破産者　馬場　克幸
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４２号
福岡県古賀市今の庄２丁目14番３―202号
破産者　馬場　順子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１９号
福岡市南区井尻２丁目40番29―206号
破産者　鈴木　一幸
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８１号
福岡県福津市本木1056番地
破産者　倉元　昭二
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７９６号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4335番地６、前住所福岡市南区清水１丁目８番50―102号
破産者　大野　英子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部